

盛岡市監査委員告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

なお、工藤由春監査委員は、監査結果決定の合議に関与しなかった。

平成 30 年 9 月 4 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
同 小山田 正 美
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、教育機関（小学校、中学校及び幼稚園）である。うち、次の機関を实地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
北陵中学校，城西中学校，大新小学校	平成 30 年 7 月 30 日
津志田小学校，東松園小学校，黒石野中学校 厨川小学校，桜城小学校，仁王小学校	平成 30 年 7 月 31 日
高松小学校，米内幼稚園 太田東小学校，城東中学校，都南東小学校	平成 30 年 8 月 1 日
繫小学校，繫中学校，つなぎ幼稚園 城南小学校，北松園小学校，洺民小学校	平成 30 年 8 月 2 日
北松園中学校，見前南小学校，見前南中学校	平成 30 年 8 月 6 日

第 2 監査の範囲

平成 29 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

实地監査の対象としない部署においては、平成 30 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、实地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各機関等の予

算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各学校等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

また、監査の執行過程において、各学校等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

特に、主管課においては、各学校等の現場の実態に即したより積極的な対応を図られたい。

別 紙

教育機関

渋民小学校

【指摘事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、個人番号届出書が保存されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

仁王小学校

【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 簿冊が作成されていないもの
 - (2) 利用を終了した個人番号届出書の記録に不備があるもの

繫小学校

【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 簿冊が作成されていないもの
 - (2) 個人番号届出書の本人確認の記録に不備があるもの。

繫中学校

【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 簿冊が作成されていないもの
 - (2) 個人番号届出書の本人確認の記録に不備があるもの

見前南中学校

【注意事項】

- 1 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例がみられたので、適正な事務の執行を求める。

北松園中学校

【注意事項】

- 1 特定個人情報等の管理に当たり、簿冊が作成されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

米内幼稚園

【注意事項】

- 1 入園料の納入に係る事務に当たり、収入証紙に消印されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。